インフルエンザ予防接種代給付要領

ＪＡ福島共助会

１．目　　的

本会定款第４条（１）に掲げている「役職員の福利厚生に関する事業」に基づき、共助会総合保険会員とその家族の健康管理のため、インフルエンザ予防接種代（保険適用外）を、共助会総合保険普通保険約款による医療給付金として給付する。

２．給付対象者

各加入団体の共助会総合保険会員と家族（被扶養者登録された一親等の家族）

３．給付率

インフルエンザ予防接種代金を１００％給付する。

なお、一部負担額(1,000 円)は控除しないものとする。

４．予算措置

医療給付金より支出

５．事務手続

共助会総合保険インフルエンザ予防接種代給付金請求書（様式２号―③）に、医療機関の領収書を添付し、医療費として請求する。

６．その他

この要領に定めるもののほか、給付に関し必要な事項は理事長が定める。

この要領は、平成２３年１０月１日から施行する。

なお、平成２９年４月１日にこの要領を一部変更する。